

税務課からのお知らせ

税務課家屋係 電話 23-2162

1 家屋の評価について

家屋を新築された人へ
家屋調査のお願い

家屋を新築または増築した場合、固定資産税等の課税対象となることから、市では、課税の基礎となる評価額の算定のため、建物の間取りや内外装の材料などについて調査を行っています。実調査時間は約四十分程度です。

なお、調査の際、建築確認申請書一式または家屋の平面図、見積書などがある場合は「ご用意ください」。

■対象 平成十九年一月二日から平成二十年一月一日までに建築した家屋

2 減失家屋について

建物を取り壊した際のお願い

税務課では、家屋を取り壊した際、担当者が現地確認調査を行っています。見回りや航空写真での前年比較など、把握に努めています。建築

に比べ、取り壊しは期間も短く、場所によって把握できない場合もあります。

家屋を取り壊したときは、届け出をしてください。

3 住宅の「バリアフリー改修」に伴う固定資産税の減額について

平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで

の間に、バリアフリー改修が行われた住宅において、次の要件を満たす場合、翌年度分の固定資産税が三分の一に減額されます。(百平方メートル相当分まで)

■減額対象となる住宅の要件

- ① 次のいずれかの人が居住する既存の住宅(賃貸住宅を除く)
- ② 六十五歳以上の入居者
- ③ 要介護認定または要支援認定を受けている人
- ④ 障害者の人
- ⑤ 次の工事で、補助金などを

4 住宅の「耐震改修」に伴う固定資産税の減額について

既存住宅を耐震改修し、次の要件を満たす場合、改修後の一定期間、対象家屋の固定資産税が二分の一に減額されます。

■減額対象となる住宅の要件

- ① 昭和五十七年一月一日以前に建築された住宅
- ② 平成十八年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取り付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取替え
- ⑧ 床表面の滑り止め化

■手続き

工事明細書や写真などの関係書類を添付し、改修後三か月以内に税務課に申請してください。

改修期間	減額期間
平成18～21年	3年度分
平成22～24年	2年度分
平成25～27年	1年度分

改修費用が三十万円以上の工事であること
③ 現行の耐震基準に適用した工事であることが証明されたものであること

減額される期間は、改修工事が完了した年の翌年度から、工事完了の時期において次のとおりです。(基準日は、工事完了日となります)

■内容

減額の範囲は、一戸当たり百二十平方メートル相当分までとし、改修の対象となった家屋全体に係る固定資産税の二分の一が減額されます。

■手続き

減額措置を受けるためには、現行の耐震基準に適合した工事であることを証明書を添付し、改修後三か月以内に税務課に申告を行う必要があります。

固定資産課税台帳などの縦覧および閲覧

固定資産課税台帳の縦覧および閲覧が始まります。土地または家屋を持つ納税者は、本人が所有している固定資産以外の土地や家屋に係る価格との比較を通じて、価格が適正かどうかを確認することができま

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

期間 四月二日(月)～五月三十一日(木)(土・日・祝日は除く) 午前八時三十分～午後五時十五分
対象 土地・家屋を持つ納税者
内容 土地価格等縦覧帳簿(所在、地番、地目、地積、価格) 家屋価格等縦覧帳簿(所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格)

持参物 固定資産税納入通知書または課税明細書(前年度分でも可)、免許証などの公的なもので本人が確認できるもの
※代理人の場合は、自筆の委任状、法人は代表者からの委任状を持参。

固定資産課税台帳の縦覧

期間 通年(土・日・祝日は除く) 午前八時三十分～午後五時十五分
対象 ①土地や家屋、償却資産を持つ人 ②借地人、借家人など有償契約している人
持参物 ▼資産を持つ人 ①固定資産税納入通知書または課税明細書(前年度分でも可)、免許証などの公的なもので本人が確認できるもの ▼有償契約をしている人 ②免許証などの公的なもので本人が確認できるもの、契約書

国民健康保険からのお知らせ

保険給付課 国民健康保険係 電話 23-6051

七十歳未満の人の入院時窓口負担が軽減されます

これまで、医療機関窓口で一部負担(二割)を支払い、その後の申請によって、高額療養費が支給されてきましたが、四月一日から入院時の窓口負担(月毎)は、自己負担限度額(表①参照)までになります。その適用を受けるには、入院の際、国民健康保険被保険者証とともに「限度額適用認定証」の提示が必要となりますので、事前に交付申請してください。ただし、国民健康保険税の滞納がある場合は、認められない場合もあります。

出産費用の窓口負担が軽減されます

出産した後に世帯主へ支給されていた出産育児一時金(三十五万円)は、本年四月一日から、大崎市国保が世帯主に代わり、出産費用として、医療機関へ振り込みます。

自己負担限度額表①

	高額療養費の該当回数	
	過去1年以内に3回目まで	過去1年以内に4回目から
※1 上位所得者	150,000円+1%	83,400円
一般	80,100円+1%	44,400円
※2 低所得者(住民税非課税)	35,400円	24,600円

※1 国保加入者の基礎控除後の所得合計額が600万円以上の世帯。
※2 医療費が、上位所得者500,000円、一般267,000円を超えた分の1%を追加負担

例 [一般]に該当する人で…

医療費	100万円(10割)
一部負担	30万円(3割)
自己負担限度額	80,100円+1% …の場合

3月診療までは…

大崎市国保負担	700,000円	高額療養費(後日、大崎市国保から支給)	212,570円	自己負担限度額	80,100円+7,330円
		一部負担(医療機関窓口で支払う額)		300,000円	

4月診療から限度額適用認定証を提示した場合は…

大崎市国保負担	700,000円	高額療養費(大崎市国保負担)	212,570円	自己負担限度額(医療機関窓口で支払う額)	80,100円+7,330円
---------	----------	----------------	----------	----------------------	----------------

葬祭費が五万円になります

平成十九年四月一日から、大崎市国保に加入していた人が亡くなった際に支給される葬祭費が、八万円から五万円になります。



税務課土地係・家屋係 電話 23-2162 各総合支所市民税務課